平成２４年１１月１４日

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律

第４条・第５条に基づく措置の実施状況に関するお知らせ

北 郡 信 用 組 合

北郡信用組合（理事長 西塚 一彦）は、中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律第４条・第５条に基づく措置の実施状況（平成２４年９月末現在）について、別紙の通りお知らせいたします。

以　上

北郡信用組合 金融円滑化相談窓口　融資部 経営支援課 内（担当：柴田）
電　話　　０２３７（５５）５６９４　　内　線　４４、４５

第５　法第４条に基づく措置の実施状況

（別表１）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：百万円）

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末	平成24年6月末	平成24年9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	454	1,745	2,605	4,191	5,485	6,838	9,038	9,738	10,814	11,100	12,614	13,604
うち、実行に係る貸付債権の額	179	1,265	2,010	2,715	5,069	5,725	7,213	8,507	9,688	9,991	11,471	12,395
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	36	36	37	42	51	64	64	69	69	69	69
うち、審査中の貸付債権の額	274	339	267	1,136	51	649	746	139	30	12	46	112
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	102	290	300	320	412	1,014	1,026	1,026	1,026	1,026	1,026

第５　法第４条に基づく措置の実施状況

（別表２）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：件）

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末	平成24年6月末	平成24年9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	37	123	228	350	485	603	685	729	775	812	888	919
うち、実行に係る貸付債権の数	8	74	157	270	431	521	595	643	690	727	798	829
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	6	6	7	8	10	11	11	13	13	13	13
うち、審査中の貸付債権の数	29	31	35	38	7	25	12	6	3	3	8	8
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	12	30	35	39	47	67	69	69	69	69	69

第６　法第５条に基づく措置の実施状況

（別表５）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：百万円）

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末	平成24年6月末	平成24年9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	240	414	506	574	627	647	738	781	854	890	923	958
うち、実行に係る貸付債権の額	0	206	251	284	339	388	472	488	610	649	685	723
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	9	9	9	9	29	29	29	29	29	29	29
うち、審査中の貸付債権の額	240	91	78	76	74	25	32	59	10	7	4	1
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	107	167	204	204	204	204	204	204	204	204	204

第６　法第５条に基づく措置の実施状況

（別表６）貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：件）

	平成21年12月末	平成22年3月末	平成22年6月末	平成22年9月末	平成22年12月末	平成23年3月末	平成23年6月末	平成23年9月末	平成23年12月末	平成24年3月末	平成24年6月末	平成24年9月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	24	39	45	51	57	58	64	68	76	81	83	86
うち、実行に係る貸付債権の数	0	16	20	23	29	33	39	42	51	56	59	62
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1	1	1	1	3	3	3	3	3	3	3
うち、審査中の貸付債権の数	24	9	7	7	7	2	2	3	2	2	1	1
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	13	17	20	20	20	20	20	20	20	20	20